

# 一般社団法人 日本地震工学会 会員規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第50条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会、並びに、入会金及び会費の納入に関して必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 入会及び退会

(入会基準及び手続)

第2条 この法人の会員として入会しようとする個人又は団体（法人）に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、別紙の基準により、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(退会事由及び手続)

第4条 会員は、会費を完納したうえ、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第10条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費、その他の拠出金は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由

を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後、3年間は、再入会を認めないこととする。

### 第3章 入会金及び会費

(入会金)

第6条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

|      |        |
|------|--------|
| 正会員  | 1,000円 |
| 法人会員 | なし     |
| 学生会員 | なし     |

(入会金の納期)

第7条 入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から原則として90日以内に納入しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、次の会費(年額)を納入しなければならない。

|      |               |
|------|---------------|
| 正会員  | 10,000円       |
| 法人会員 | 特級 200,000円以上 |
|      | A級 100,000円   |
|      | B級 50,000円    |
|      | C級 20,000円    |
| 学生会員 | 1,000円        |

2 海外在住の会員は、会費のほかに、配布する出版物の送料として理事会で適当と認められた金額を納入しなければならない。

(会費の納期)

第9条 会費は、毎事業年度、原則として3月31日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

2 会費滞納に対する催告及び懲戒手続きについては、別に理事会において定める。

(中途入会の会費及び納期)

第10条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は年額の半額とする。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から原則として90日以内とする。

（入会金及び会費の免除）

第11条 理事会は、次のいずれかに該当する個人会員については、第6条及び第8条の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除を議決することができる。

- (1) 特に多額の会費を納入する団体（法人）正会員に所属する個人正会員又は個人学生会員について、当該団体（法人）会員から入会金又は会費若しくは入会金及び会費の免除申請があった場合
- (2) 免除すべき相当の事由があると認める個人正会員又は個人学生会員
- (3) 名誉会員

## 第4章 会員の権利

（会員の権利の数）

第12条 定款第8条の第1号、第2号および第3号における会員のもつ権利は、各1個とする。ただし、法人会員にあつては理事会の定めにより、第2号および第3号の権利の個数を増やすことができる。

（会員へのサービス）

第13条 定款第8条第2号の情報提供等については理事会が定める。

（会員の権利の停止）

第14条 会費の不納が6ヶ月以上に及ぶ会員は、理事会の議決により定款第8条に挙げる権利の一部を停止することができる。

（会員資格喪失に伴う権利および義務）

第15条 会員が会員資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

## 第5章 雑則

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行い、社員総会に報告する。

附則

- 1 この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規則は、平成22年6月1日から施行する。

(別表) 入会申込書に記載する主要事項

1 正会員及び学生会員

- (1) 入会に際しての誓約
- (2) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・Fax・メールアドレス
- (3) 勤務先名称、所属部署・役職名、住所、電話・Fax・メールアドレス
- (4) 最終学歴
- (5) 会費請求書及び資料等の送付先
- (6) 個人情報公開についての同意・不同意の確認  
    機関紙等での公表とその範囲（氏名、勤務先）  
    勤務先からの問合せがあった場合（氏名、会員種別、入会日）

2 法人会員

- (1) 入会に際しての誓約
- (2) 団体（法人）名、所在地
- (3) 代表者氏名、役職
- (4) 事務連絡者（氏名、所属部署、役職名、電話・Fax・メールアドレス）
- (5) 年会費額

## (別紙) 入会の基準

1. 正会員 地震工学・地震防災の分野に関する学歴・経験をもつ個人で、次の各号の一つに該当する者とする。
  - (1) 大学を卒業した者
  - (2) 高等専門学校または同程度以上の学校を卒業し、実務経験をもつ者
  - (3) 高等学校を卒業し、実務経験をもつ者
  - (4) 上記の分野以外を専門とする者または外国の学校を卒業した者の正会員としての資格は前各号に準じ、かつ、この会の目的に寄与するに必要な学識経験を持つ者とする。
  - (5) その他理事会で、前各号と同等以上の資格ありと認められた者
  
2. 法人会員 地震工学・地震防災およびこれらに関連する次の事業を営む法人等とする。
  - (1) 建設業、建設設計業、建設コンサルタント、建材業、その他これらに準ずるもの
  - (2) 製造業、公益事業、報道・情報事業、保険業、その他これらに準ずるもの
  
3. 学生会員 地震工学あるいは地震防災に関連する学術・技術を学ぶため、大学院、大学、専門学校、高等学校およびこれに準ずる学校に在学中の個人とする。